

答 申 第 4 5 号
平成15年 5月28日

尼崎市教育委員会
教育長 小林 巖 様

尼崎市公文書公開等審査委員会
会長 芝池 義一

公文書の部分公開決定処分に係る異議申立てに対する
諮問について（答申）

平成13年12月7日付け尼教職教第2910号の2による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成13年10月25日付け部分公開決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市教育委員会が平成13年10月25日付け尼教職第294号の2で行った部分公開決定処分（以下「本件部分公開決定処分」という。）のうち、非公開とした部分（別紙2で条例第7条第1号及び第4号に該当すると判断した部分は除く。）を取り消し、公開すべきである。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成13年10月11日付けで尼崎市公文書の公開及び個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第4条の規定により行った「尼崎市教育委員会が教職員及び市教委事務局職員に対して行った処分もしくは行政措置、及び兵庫県教育委員会が尼崎市立学校園に所属する教職員に対して行った処分に関する資料、及びその基礎となる資料のすべて（2000年4月1日～2001年10月11日）」の公文書公開請求に対し、尼崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「尼崎市教育委員会が教職員及び市教委事務局職員に対して行った処分もしくは行政措置、及び兵庫県教育委員会が尼崎市立学校園に所属する教職員に対して行った処分に関する資料及びその基礎となる資料のすべて（2000年4月1日～2001年10月11日）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、平成13年10月25日に、そのうち別紙の「各項目別非公開理由一覧表」の部分非公開とする旨の本件部分公開決定処分のうち同一覧表の区分の が記入されている項目全部、 が記入されている項目全部及び が記入されている項目のうち非違行為に係る案件又は非違行為があったという相当な理由がある案件の氏名を除く部分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

(1) 趣旨

以下の理由により、本件部分公開決定処分の取消し及び当該情報を全部公開（ただし、個人の住所、電話番号、生年月日、個人を識別するための番号・記号、暗証番号、生育歴、学歴、及び本人の了解を得ていない私人や公務遂行中以外の公務員の氏名（氏名印を含む）を除く。また、非違行為に係る案件又は非違行為があったという相当な理由がある案件の氏名（氏名印を含む）も除く。）すべきとの答申を求める。

なお、異議申立書記載の上記ただし書きの他、給与明細、休暇欠勤等整理簿、車種、運転歴等及び関係者の車種等については、争わない。

(2) 総論

ア「特定の個人が識別され得る情報」の範囲について

特定の個人が識別され得る情報とは、その個人（教職員処分関連文書の場合は、被処分者）の関係者や地域と全く関わりがない一般市民であっても、ある情報を知ることによって容易

にその個人を特定することができる高度の蓋然性がある情報であると解すべきであり、専門的な調査（公的機関、マスメディア、興信所等）をすれば特定できるかもしれないような情報は、この区分にあてはまらない。なお、これと同様の見解は、2002年3月4日付け熊本県情報公開審査会答申においても示されているところである。

また、その個人の関係者や、地域の住民等特にその個人に極めて近い環境にいる個人（同じクラス、同じ職場にいる人）にとっては、既にある一定の情報を保有している場合が多いと一般的に認められ、一般市民が専門的な調査をしなければ入手できないような情報も、比較的容易に入手できる可能性があるが、このような状況を想定して「特定の個人が識別され得る情報」の範囲を判断すれば、その公開の範囲は際限なく狭められる結果となり、条例の本来の趣旨に反するというべきである。

以上に添って、本件非公開部分を検討すると、一般市民が学校名（所属名）や異動履歴、職歴から特定の個人を識別するためには、専門的な調査をしなければ、ほぼ不可能であるというべきである。

よって、専門的な調査をすれば特定できる可能性があることをもって、非公開としたことは、条例第7条1号を拡大解釈した不当なものである。

イ 事故・事件再発防止の観点からの学校名（所属名）公開の必要性

学校とは、PTA、PTAOB会、同窓会や、町内会、地域連合会、社会福祉協議会等、学区の地域社会という、極めて狭い社会の核となる存在として、全国的に根付いている。その核とみなされる学校のネガティブイメージは、直接その地域のネガティブイメージにつながる、との考えのもと、これらの事実は学校関係者はもちろん、地域関係者にとっては、精神的・物理的に排除したい事実であり、協力していわゆる「臭いモノにふた」という考えで、それをもととした行動に出る結果となっている。

このような学校・地域関係者の閉鎖的な思いは、学校関係者や教育委員会の関係者と共有しているところで、本件で学校名を非公開としたことにも反映していると想像できる。

しかしながら、近年この流れに一石を投じる審査会答申や教育委員会の決定がなされている。例えば高等学校の中退者や懲戒件数に関する情報公開請求について、熊本県情報公開審査会は前出の答申において、「多数の中退学や懲戒処分が存在することは、それ自体無視し得ない社会的問題であるから、実施機関としては、問題の根本的解決に努力すべきであって、現状を隠すことは許されない」として、これらの情報は学校名を含めて全部公開すべきであると判断している。

また大阪府情報公開審査会は99年、00年にそれぞれに同様の判断を示し、これらの情報が全部公開されている。さらに兵庫県教育委員会にいたっては、異議申立てを経ずに、教育委員会として独自判断で中退者数の全部公開に踏み切っているところである。

いずれの自治体も、これらの情報が公開されることにより地域間格差などが助長されることを懸念しつつも、保護者や生徒に情報を積極的に公開していくことによって、よりよい教育環境を作ろうとする前向きな姿勢がある。学校はネガティブイメージを隠ぺいするのは

なく、むしろ積極的に公開していくことで、生徒・保護者・学校とが協力して、その改善に当たっていくべきである。

さらに、市民は納税者として、公立学校の経費を最終的に負担する立場にあり、学校の状況を知る当然の権利があると言うべきである。

学校名が公開され、このような環境が整うことにより、管理職・現場教員・地域住民が緊張感を持ち、今後の同種同様の問題に対しての抑止力も期待できると考える。

ウ 個人名について

公務執行中に係る案件の氏名（氏名印を含む。以下同じ）については全部公開すべきである。ただし非違行為に係る案件又は非違行為があったという相当な理由がある案件の氏名は非公開にすべきと考える。また、警部補以下の警察官の氏名もこれと同じ基準で判断すべきである。

また、性別については、上記基準により氏名を公開した場合は、その氏名から性別はある程度判断できるし、非公開とした場合でも、性別を公開したところで、個人を特定できるとはいえないから、いずれの場合であっても全部公開すべきである。

(3) 各論

職員処分関連文書請求のねらい

現在、教育公務員は、内心の自由及び「教育を司る」という職務から、みだりに不利益処分を受けることはないという一定の保障がなされている、というのが建前にはなっている。

しかし、教職員の不利益処分は、地方公務員法の定めにより行われることとなっているが、文科省・教育委員会の施策、地域固有の慣習、また、被処分者の置かれた立場や議員・地元有力者等との関わりによって極めて大きな差異があるのが現実である。

近代法において、人はすべて基本的に平等であり、不利益処分を受ける者もまた、その処分原因となった案件の軽重に従い公正な処分がなされるべきである。

しかしながら、任免権者である都道府県教委の多くは、例えば「懲戒審査会」のような第三者機関の設置を定めておらず、まれに大阪市のように「懲戒等審査事務嘱託」が置かれている場合でも、委員の氏名はもちろんすべてが非公開であり、その透明性はなく、処分の客観性を保障すべきものは何もない。このような現状は、ひとえに不利益処分行為が密室で行われ、しかもその情報が被処分者の人権を守るということを口実として隠ぺい・秘匿されていることに原因がある。

これら教職員に対する不透明な不利益処分行為は、近年言われ始めた「不適格教員の排除」に関する議論などと相まって、服務規定ばかりに気を使う教職員を作り出し、彼らを萎縮させ、子どもたちとの関わりをますます希薄にさせる結果となっている。

人を評価するには最大限の客観性がなくてはならない。しかし、処分者である教育行政が被処分者である教職員に対して、客観性を無視した処分行為を行うことで、子どもたちへの監督者である教職員が、同じように客観性を無視した評価を子どもたちに行い、教職員の主観に基づいた対生徒暴行・言葉による人としての尊厳の否定等が行われ、このような教職員の行為が、

子ども同士でのいじめ・暴力行為等を助長する原因の一つになっているのは否めない事実である。

子どもたちが、お互いの人格を尊重し、人としての尊厳を大切にしようことこそが、普遍的人権の尊重という教育最大の命題につながるものであって、現状のような不透明な教職員への不利益処分が子どもたちへ移行し、「暴力の再生産」「非条理の容認」等を130年にわたり子どもたちにすり込んできた教育行政のあり方が問われなければならない。

当会では、子どもたちの基本的人権を最大限擁護するためには、まず教職員の基本的人権が損なわれないことが重要との考え方から、教職員の不利益処分に対する情報を取得し、これを公開することにより、学校現場により良い状況を作り出していこうとするものである。

(4) 結論

以上の理由により、本件部分公開決定処分の理由は適法性を欠き、尼崎市公文書の公開及び個人情報の保護に関する条例を拡大解釈した不当なものであるので、「1 趣旨」のとおり求める。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が非開示とした理由は、次のとおりである。

条例第1条は条例の目的の一つとして、公文書公開に当たっては、個人の尊厳に係る基本的人権を擁護することを定めている。

本件公文書は、尼崎市教育委員会及び兵庫県教育委員会が関係教職員に対して行った処分若しくは行政措置に関するものであり、被処分者その他関係者についての個人情報（個人の経歴）が記載されていることから、条例第7条第1号に該当するものである。また、本件公文書は人事管理の必要上から作成されているものであり、条例第7条第1号ただし書きに規定されている「公表することを目的として」作成されたものにも当たらない。

次に、非公開とした懲戒処分関係書の個々の項目のうち、個人の住所、電話番号、生年月日、個人を識別するための番号・記号、暗証番号、生育歴、学歴、及び本人の了解を得ていない個人（私人・公務執行中以外の公務員）の氏名（別紙一覧表のうち が記入されている項目）については異議申立人との間に争いが無いことから、その他の項目について非公開とした理由を述べる。

まず初めに被処分者の氏名、性別、氏名印、所属名、職歴、異動履歴等（別紙一覧表のうち が記入されている項目）は特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、なおかつ公開することにより当該個人の受けた処分に加えて、さらに多大なる不利益を被ることが明らかであるため、そのプライバシーは最大限保護されなければならないことから非公開とした。

次に非処分者の給与明細、休暇欠勤等整理簿、車種、運転歴等、及び関係者の車種等（別紙一覧表のうち が記入されている項目）は、明らかに個人の私生活や財産状況に関する情報であることから非公開とした。

次に事件発生年月日、事件発生場所、事件発生場所所在地、事件の状況と対応等（別紙一覧表のうち が記入されている項目）は教職員間の事件で、被害者である教職員が「中身についていっさ

い公にしてほしくない」と強く要望しており、公開することによって被害者に多大なる精神的苦痛を与えることが明らかであると判断したため非公開とした。

最後に警察官の氏名（別紙一覧表のうち が記入されている項目）は、兵庫県警では事件担当者のうち警部以上の氏名については一般に公開するという運用を行っているが、今回の場合はいずれも警部補以下の職名であり、公表を予定している個人情報には当たらないことから非公開とした。

異議申立人は、本件処分に対して、ただし書きの部分を除いた「当該部分公開決定処分の取消し及び当該情報の全部開示」を求めているが、本件処分に際しては上記のとおり条例の条文を厳密に解釈して公開できない部分だけを非公開としたものであり、異議申立人の主張には理由がない。

また、「本件決定は、尼崎市公文書の公開及び個人情報の保護に関する条例第1条の趣旨に反する」との異議申立人の主張についても、条例第1条には個人の尊厳に係る基本的人権を擁護することが目的として定められているものであることから、本件処分に至った判断は、まさしく条例第1条の趣旨に合致したものである。

以上のとおり、本件処分に対する異議申立人の主張にはいずれも理由がないことから、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たったの基本的な考え方

公文書の公開について、条例第1条は「公文書の公開及び個人情報の保護について必要な事項を定め・・・公文書の公開・・・求める権利を明らかにすることにより、市民の市政に対する信頼と理解を深めるとともに、個人の尊厳に係る基本的人権を擁護し・・・」と規定し、また第4条で「・・・公文書の公開を請求することができる。」と規定している。

同時に条例では第7条で非公開とすることができるものについても規定しているため、公文書公開請求権については非公開情報を除く情報のみを対象とするものである点に留意すべきである。

しかし、条例は公文書を原則公開と規定しているものであるから、非公開とすることができる情報であるかどうかは条例の目的に照らして厳格に判断されなければならないのは言うまでもない。

そこで、本件公文書のうち非公開とされた部分が非公開情報に該当するかどうかについてであるが、まず、実施機関が整理を行った別紙一覧表のうち 、 、 、 の区分については、意見書及び意見陳述においても異議申立人はそれに対して異論を唱えていないため、その区分にしたがって判断していくものとする。

また、上記区分にしたがった場合、別紙一覧表のうち が記入されている項目、 が記入されている項目及び が記入されている項目のうち非違行為に係る案件又は非違行為があったという相当な理由がある案件の氏名については、先の異議申立ての趣旨で述べたとおり、異議申立人は異議申立書及び意見書において争わない旨を申し立てており、さらに意見陳述において被処分者の氏名全部についても争わない旨を申し立てたため、それ以外の部分、すなわち別紙一覧表のうち が記入されている項目のうち被処分者の氏名以外の部分及び 、 が記入されている項目に

ついて判断していくものとする。

2 本件公文書の内容について

次に本件公文書の具体的な内容について見ていくと、個別には「職員の人事について」(文書1)、「交通事故を起こした教職員に対する措置について」(文書2)、「交通事故を起こした教職員に対する措置について」(文書3)、「不適切な文書管理を行った教職員に対する措置について」(文書4)、「教職員間の事件について」(文書5)及び「職員の懲戒処分について」(文書6)(以下それぞれ「文書1」・・・「文書6」と記す。)の6文書からなっている。

このうち文書1については、交通事故を起こした職員の懲戒処分内申についてのものであり、文書2・文書3に共通している。そのため、本件公文書はその案件の内容上、文書1～3、文書4、文書5及び文書6の4つのグループに分けることができる。

以上により、「1 判断に当たっての基本的な考え方」の最後の3行の部分で述べた判断を行っていく場合、別紙一覧表のうち が記入されている項目のうち(被処分者の)氏名以外の部分は上記4種類の文書すべてにわたっているため、4つのグループの文書ごとに判断していくものとする。

一方、 が記入されている項目については文書5のみが、 が記入されている項目については文書6のみが該当しているため、それぞれの文書のみを判断していくものとする。

3 条例第7条第1号に掲げる情報該当性の判断

異議申立人は「2002年3月4日付け熊本県情報公開審査会答申」を示し、特定の個人が識別され得る情報とは、一般市民がある情報を知ることによって容易にその個人を特定することができる高度の蓋然性がある情報であると解すべきであり、専門的な調査をすれば特定できるかもしれないような情報は、この区分にあてはまらないと主張している。しかしながら、条例第2条第3号では、個人情報とは「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と規定されているのであって、特定の個人が識別され得る個人情報について、特定の個人が識別され得るにつき、高度の蓋然性が求められているわけではない。

したがって、公文書の記載内容により、特定の個人が識別され、又は識別できる可能性がある場合は、個人情報に当たるものと解すべきである。

そこで、本件公文書のうち非公開とされた部分について、それを公開することにより、既に公開されている部分と照合することによって特定の個人が識別できる可能性があるか否かについて、以下個別具体的に判断することとする。

(1) 別紙一覧表のうち が記入されている項目の判断

まず初めに、実施機関は、被処分者の氏名、性別、氏名印、所属名、職歴、異動履歴等(別紙一覧表のうち が記入されている項目)は特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、なおかつ公開することにより当該個人の受けた処分に加えて、さらに多大なる不利益を被ることが明らかであるため、そのプライバシーは最大限保護されなければならないことから非公開としたと主張している。

これに対して、異議申立人は上記蓋然性について主張し、また、性別については、氏名を非

公開とした場合でも、性別を公開したところで、個人を特定できるとはいえないから、全部公開すべきであると主張している。

しかし、蓋然性の問題についての本審査委員会の判断は上記のとおりであるので、本件公文書の別紙一覧表のうち が記入されている項目のうち被処分者の氏名以外の部分について、4つのグループの文書ごとに具体的に見ていくものとする。

ア 第1グループ(文書1～文書3)について

まず、第1グループ(文書1～文書3)についてであるが、第1グループ(文書1～文書3)に含まれている が記入されている項目のうち、例えば、被処分者の性別、給料表、通勤経路の略図、通勤方法などのように特定の個人を識別することが可能となる情報が見受けられるが、これらの情報については条例第7条第1号に該当する。一方、同じ項目のうち、例えば、発令年月日、簡易裁判所名、検察庁名、病院名、病院所在地などのようにそれが公開されたとしても、特定の個人を識別することは不可能で、公開しても支障が生じないような情報も見受けられ、これらの情報については同号には該当しない。

また、学校名については、校長・教頭のように学校名と一連に公開されている職名で氏名が限定できる場合には、学校名を公開することにより特定の個人を識別することは可能となり、この場合において学校名は同号に該当するが、教諭のように学校名と一連に公開されている職名が多数にわたり、それで氏名が限定できない場合には、学校名を公開しても特定の個人を識別することは不可能なものと考えられ、この場合において学校名は同号には該当しない。

病院印については、条例第7条第1号の観点からはそれが公開された場合に被処分者を識別することが可能であるとは言えず、上記の区分では後者に属するものと考えるが、条例第7条第4号(この条項について、実施機関の非公開理由等では言及されていないが。)には該当するものとする。また、医師名(医師氏名印を含む。)についても、それが公開された場合に被処分者を識別することが可能であるとは言えないが、医師個人としての個人情報という観点から条例第7条第1号に該当するものとする。

イ 第2グループ(文書4)について

次に、第2グループ(文書4)についてであるが、第2グループ(文書4)に含まれている が記入されている項目のうち、関係者の氏名、略歴、性別、退職年度は特定の個人を識別することが可能となる情報であり、また、関係者の所属についても、公開されている関係者の職名は、先の区分によれば職名で氏名が限定できる場合に当たり、いずれも条例第7条第1号に該当する。

一方、関係者の在任期間については、その所属を公開しない場合において特定の個人を識別することが可能であるとは言えず、本号には該当しない。

さらに、被処分者の学校名については関係者の所属と同様、職名で氏名が限定できる場合に当たり、学校名を公開することにより特定の個人を識別することが可能であり条例第7条第1号に該当する。

ところで、被処分者と関係者の所属についてであるが、適切な行政執行のあり方を求めるという観点から、不適切な文書管理を行った所属については、特定の個人を識別できる可能性がない範囲において公開していくことは望ましいものとする。その観点に立てば、例えば文書4のうちの「小・中学校における指導要録の保存状況（平成12年2月16日現在）」に記載している廃棄があった学校名については、当該ページにその学校名に対応する関係者の職名は記載されておらず、したがってそれを公開したとしても直ちに被処分者・関係者いずれかの特定の個人を識別することが可能であるとは言えず、それについては公開すべきであるとする。

ウ 第3グループ（文書5）について

さらに第3グループ（文書5）についてであるが、第3グループ（文書5）に含まれている が記入されている項目のうち、被処分者の性別、被害者の所属名、職名、職歴はすべて特定の個人を識別することが可能となる情報であり、また、学校名についても、すでに公開されている被処分者の職名が限定されたものであるため、学校名を公開することにより特定の個人を識別することが可能となる情報でありいずれも条例第7条第1号に該当する。

エ 第4グループ（文書6）について

最後に第4グループ（文書6）についてであるが、第4グループ（文書6）の場合、その文書の中に新聞記事が含まれており、学校名、個人名、年齢等が記載されている。また、公開された範囲内においてそれらがどの新聞の何時の記事かは明らかにされており、容易にその新聞記事は検索できるものと考えられる。そういった意味において、この新聞記事は公知の情報であると言え、（異議申立の対象外の項目も含め、新聞記事そのものについては）公開しても支障はないとする。

しかし、新聞記事は一つの資料であり、実施機関が作成した公文書とは別のものである。したがって、実施機関が作成した公文書を公開すべきかどうかについては、新聞記事の公開とは別に判断を行うものとする。

そこで第4グループ（文書6）に含まれている が記入されている項目を見れば、被処分者の性別、採用年月日、勤続年数、採用時職種など転職年月日及び現所属配置年月を除くすべてが特定の個人を識別することが可能となる情報である。

一方、被処分者の転職年月日及び現所属配置年月については、特定の個人を識別することが可能であるとは言えず、本号には該当しない。

さらに、学校名についても、すでに公開されている被処分者の職名がこれについても限定されたものであるため、学校名を公開することにより特定の個人を識別することが可能となりいずれも条例第7条第1号に該当する。

以上に基づき本審査委員会は、4種類の文書について、上述した基準に基づき個別に判断した結果、別紙2の「審査委員会の判断」の欄とおりであるとする。

(2) 別紙一覧表のうち が記入されている項目の判断

次に、実施機関は、事件発生年月日、事件発生場所、事件発生場所所在地、事件の状況と対

応等（別紙一覧表のうち が記入されている項目）は教職員間の事件で、被害者である教職員が「中身についていっさい公にしてほしくない」と強く要望しており、公開することによって被害者に多大なる精神的苦痛を与えることが明らかであると判断したため非公開としたと主張している。

これに対して、異議申立人は学校はネガティブイメージを隠ぺいするのではなく、むしろ積極的に公開していくことで、生徒・保護者・学校とが協力して、その改善に当たっていくべきである。学校名が公開され、このような環境が整うことにより、管理職・現場教員・地域住民が緊張感を持ち、今後の同種同様の問題に対しての抑止力も期待できると考えるなどと主張しており、また、意見陳述においても、事件の概要を公開することは事故の再発防止に役立つものであり、公益性に重みを置くべきだと主張している。

この項目については文書5のみの判断となるが、本件公文書の場合、事件の発生場所、事件の状況と対応等を公開すれば、その具体的な内容により被害者である教職員が識別され得るものと考えられ、条例第7条第1号本文に該当するものと考え。また、当該部分についてはただし書きのいずれにも該当しないものと考え。

しかし、事件の状況と対応の項目の中における学校のとった対応については、時系列的に要点程度の内容の部分であれば、それを公開したとしても被害者である教職員が識別され得るものとは考えられず、条例第7条第1号に該当しないものと考え。そして、上記の部分を実体的に記述したものが別紙3の部分である。

(3) 別紙一覧表のうち が記入されている項目の判断

最後に警察官の氏名（別紙一覧表のうち が記入されている項目）は、兵庫県警では事件担当のうち警部以上の氏名については一般に公開するという運用を行っているが、今回の場合はいずれも警部補以下の職名であり、公表を予定している個人情報には当たらないことから非公開としたと主張している。

これに対して、異議申立人は警部補以下の警察官の氏名も、公務執行中に係る案件の氏名については全部公開すべきであると主張している。

この項目については文書6のみの判断となるが、警部補以下の氏名は兵庫県警にとって公表を予定している個人情報には当たらないということであり、そのため、実施機関としては兵庫県警の判断を尊重することが妥当である。したがって、警察官の氏名については条例第7条第1号本文に該当し、ただし書きのいずれにも該当しないものと考え。

4 結論

上記の理由のため、「第1 審査委員会の結論」のとおり答申する。

以 上

別紙 1

各項目別非公開理由一覧表

	項目	補足	詳細	区分
1	被処分者の氏名		異議申立対象外	
2	被処分者の氏名(自筆)		異議申立対象外	
3	被処分者の生年月日		異議申立対象外	
4	被処分者の年齢		異議申立対象外	
5	被処分者の性別			
6	被処分者の印		異議申立対象外	
7	被処分者の本籍		異議申立対象外	
8	被処分者の住所		異議申立対象外	
9	被処分者の電話番号		異議申立対象外	
10	被処分者の家族関係		異議申立対象外	
11	被処分者の所属(学校)名			
12	被処分者の所属(学校)長名			
13	被処分者の採用年月日			
14	被処分者の勤続年数			
15	被処分者の採用時職種			
16	被処分者の転職年月日			
17	被処分者の現所属配置年月			
18	被処分者の所属勤務年数			
19	被処分者の役職名			
20	被処分者の担当業務			
21	被処分者の給料表・発令年月日			
22	被処分者の学歴		異議申立対象外	
23	被処分者の異動履歴			

	項 目	補 足	詳 細	区分
24	被処分者の人事記録		職歴、異動履歴、給与歴以外は異議申立対象外と考えられる。 [職歴、顔写真、氏名、旧姓、印、生年月日、本籍地、住所歴、電話番号、学歴、表彰歴、資格歴、異動履歴、給与歴、職員コード]	
25	被処分者の給与明細書		異議申立対象外 [氏名、所属コード、職員コード、支給額、控除額、超勤時間]	
26	被処分者の休暇欠勤等整理簿		異議申立対象外 [氏名、前年繰越日数、当日日数、合計日数、月日、休暇欠勤種別、時刻・時間、理由、本人届印、教頭印、校長印、年休残日数]	
27	被処分者の旅行命令簿		氏名は異議申立対象外 [所属、職名、氏名、発令月日、旅行命令者印、用務、用務先、旅行期間、旅行者印]	
28	被処分者の通勤届		氏名は異議申立対象外 [校長印、担当者印、学校コード、学校名、職名、氏名、氏名印、学校所在地、住所、通勤方法、通勤手当、免許証番号、免許証有効期限、認定番号]	
29	被処分者の通勤経路の略図			
30	被処分者の通勤方法			
31	被処分者の出勤簿		氏名・氏名印は異議申立対象外 [氏名、氏名印、学校名、学校長名、学校印]	
32	被処分者の用務	交通事故時の用務		
33	被処分者の用務地	交通事故時の用務地		
34	被処分者の車種		異議申立対象外	
35	被処分者の車両番号		異議申立対象外	
36	被処分者の運転歴		異議申立対象外	
37	被処分者の免許証番号		異議申立対象外	
38	被処分者の自賠責保険会社		異議申立対象外	

	項 目	補 足	詳 細	区分
39	被処分者の自賠責保険 証明書番号		異議申立対象外	
40	事故発生場所地図			
41	事故照会番号	交通事故証 明書	異議申立対象外	
42	交通事故証明番号		異議申立対象外	
43	運転記録証明書の整理 番号		異議申立対象外	
44	自賠責保険会社の担当 者名		異議申立対象外	
45	事故受付番号	保険会社	異議申立対象外	
46	運転免許停止処分書番 号		異議申立対象外	
47	講習申出受理番号	運転免許停 止処分書	異議申立対象外	
48	処分等番号	運転免許停 止処分書処 分登録票	異議申立対象外	
49	事件番号	運転免許停 止処分書処 分登録票	異議申立対象外	
50	検進番号		異議申立対象外	
51	略式命令番号		異議申立対象外	
52	簡易裁判所名			
53	検察庁名			
54	関係者氏名	相手方	異議申立対象外	
55	関係者生年月日	相手方	異議申立対象外	
56	関係者年齢	相手方	異議申立対象外	
57	関係者性別	相手方		
58	関係者住所	相手方	異議申立対象外	
59	関係者電話番号	相手方	異議申立対象外	
60	関係者職業	相手方		
61	関係者車種	相手方	異議申立対象外	
62	関係者の車両番号	相手方	異議申立対象外	

	項 目	補 足	詳 細	区分
63	関係者の自賠償保険会社名	相手方	異議申立対象外	
64	関係者の自賠償保険証明書番号	相手方	異議申立対象外	
65	関係者銀行口座	相手方	異議申立対象外	
66	病院名			
67	病院所在地			
68	病院電話番号			
69	病院印			
70	医師名			
71	医師氏名印			
72	示談書		異議申立対象外 [事故発生日時、発生場所、当事者氏名、登録番号、示談内容、支払内容、当事者住所、当事者印]	
73	関係者氏名	処分に至らなかった者		
74	関係者所属	処分に至らなかった者		
75	関係者略歴	処分に至らなかった者		
76	関係者性別	処分に至らなかった者		
77	関係者生年月日	処分に至らなかった者	異議申立対象外	
78	関係者年齢	処分に至らなかった者	異議申立対象外	
79	関係者氏名	前任者		
80	関係者在任期間	前任者		
81	関係者所属	前任者		
82	関係者退職年度	前任者		
83	事件発生年月日			
84	事件発生場所名			
85	事件発生場所所在地			

	項 目	補 足	詳 細	区分
86	関係者所属（学校）名	被害者		
87	関係者職名	被害者		
88	関係者氏名	被害者	異議申立対象外	
89	関係者年齢	被害者	異議申立対象外	
90	関係者生年月日	被害者	異議申立対象外	
91	関係者学歴	被害者	異議申立対象外	
92	関係者職歴	被害者		
93	関係者学校の生徒数	被害者		
94	関係者学校の生徒数教 職員	被害者		
95	事件の状況及び対応	被害者	[発生状況、事情聴取、事件後の措置、今後の対応]	
96	関係者住所	その他	異議申立対象外	
97	関係者事業所名	その他	異議申立対象外	
98	関係者氏名	その他	異議申立対象外	
99	関係者年齢	その他	異議申立対象外	
100	警察官氏名			

別紙 2

各 項 目 別 審 査 委 員 会 の 判 断

	項 目	補 足	審 査 委 員 会 の 判 断	区 分
5	被処分者の性別 (12まですべてのグループにあり)		条例第7条第1号に該当する	
11	被処分者の所属(学校)名		被処分者の職名で個人が識別し得る場合は 条例第7条第1号に該当する (この場合において、実施機関からの資料では学校の種類、すなわち小、中、高等について公開、非公開のバラツキが認められるが、固有名詞の部分のみ非公開というように統一すべきである。) 被処分者の職名で個人が識別し得ない場合は公開しても支障は生じない	
12	被処分者の所属(学校)長名		被処分者の職名で個人が識別し得る場合は 条例第7条第1号に該当する 被処分者の職名で個人が識別し得ない場合は公開しても支障は生じない	
13	被処分者の採用年月日 (19まで第4グループのみ)		条例第7条第1号に該当する	
14	被処分者の勤続年数		条例第7条第1号に該当する	
15	被処分者の採用時職種		条例第7条第1号に該当する	
18	被処分者の所属勤務年数		条例第7条第1号に該当する	
19	被処分者の役職名		条例第7条第1号に該当する	
20	被処分者の担当業務 (21まで第1グループのみ)		公開しても支障は生じない	
21	被処分者の給料表・発令年月日		給料表は条例第7条第1号に該当する 発令年月日は公開しても支障は生じない	
23	被処分者の異動履歴 (第1グループ、第3グループ)		条例第7条第1号に該当する	

	項 目	補 足	審 査 委 員 会 の 判 断	区 分
24	被処分者の人事記録 (第1グループ、 第3グループ、 第4グループ)		職歴、異動履歴、給与歴以外は異議申立対象外と考えられる。 [職歴、異動履歴、給与歴] 条例第7条第1号に該当する	
27	被処分者の旅行命令簿 (71まで第1グループのみ)		氏名は異議申立対象外 [所属、職名、発令月日、旅行命令者印、用務、用務先、旅行期間] 発令月日、用務、用務先(生徒個人名、住所を除く。)旅行期間、備考など支障のない部分は公開しても支障は生じない ただし、用務で被処分者名を識別することが可能な部分、用務地で個人名・個人住所は条例第7条第1号に該当する 所属、旅行命令者印については11、12の判断のとおり	
28	被処分者の通勤届		氏名、氏名印、住所、免許証番号、免許証有効期限は異議申立対象外 [校長印、担当者印、学校コード、学校名、職名、学校所在地、通勤方法、通勤手当、認定番号] 通勤方法の別、距離、所要時間、算出の基礎となる交通機関等の名称名称、運賃等の額の算出基礎、認定番号、受付印など支障のない部分は公開しても支障は生じない 校長印、担当者印、学校コード、学校名については11、12の判断のとおり	
29	被処分者の通勤経路の略図		条例第7条第1号に該当する	
30	被処分者の通勤方法		条例第7条第1号に該当する	
31	被処分者の出勤簿		氏名は異議申立対象外 [学校名、学校長名、学校印] 条例第7条第1号に該当する	
32	被処分者の用務	交通事故時の用務	条例第7条第1号に該当する	

	項 目	補 足	審 査 委 員 会 の 判 断	区分
33	被処分者の用務地	交通事故時の用務地	公開しても支障は生じない	
40	事故発生場所地図		実施機関からの資料では公開されているものと判断する。なお、通勤届の裏面の地図を指しているものとすれば、29の判断のとおり。	
52	簡易裁判所名		公開しても支障は生じない	
53	検察庁名		公開しても支障は生じない	
57	関係者性別	相手方	条例第7条第1号に該当する	
60	関係者職業	相手方	条例第7条第1号に該当する	
66	病院名		公開しても支障は生じない	
67	病院所在地		公開しても支障は生じない	
68	病院電話番号		公開しても支障は生じない	
69	病院印		条例第7条第4号に該当する	
70	医師名		条例第7条第1号に該当する	
71	医師氏名印		条例第7条第1号に該当する	
73	関係者氏名 (82まで第2グループのみ)	処分に至らなかった者	条例第7条第1号に該当する	
74	関係者所属	処分に至らなかった者	条例第7条第1号に該当する	
75	関係者略歴	処分に至らなかった者	条例第7条第1号に該当する	
76	関係者性別	処分に至らなかった者	条例第7条第1号に該当する	
79	関係者氏名	前任者	条例第7条第1号に該当する	
80	関係者在任期間	前任者	公開しても支障は生じない	
81	関係者所属	前任者	条例第7条第1号に該当する	
82	関係者退職年度	前任者	条例第7条第1号に該当する	
83	事件発生年月日 (95まで第3グループのみ)		実施機関からの資料では公開されているものと判断する。	
84	事件発生場所名		条例第7条第1号に該当する	
85	事件発生場所所在地		条例第7条第1号に該当する	

	項 目	補 足	審 査 委 員 会 の 判 断	区 分
86	関係者所属（学校）名	被害者	条例第7条第1号に該当する	
87	関係者職名	被害者	条例第7条第1号に該当する	
92	関係者職歴	被害者	条例第7条第1号に該当する	
93	関係者学校の生徒数	被害者	条例第7条第1号に該当する	
94	関係者学校の生徒数教職員(関係者学校の学級数教職員の誤字と考えられる。)	被害者	条例第7条第1号に該当する	
95	事件の状況及び対応	被害者	[発生状況、事情聴取、事件後の措置、今後の対応] 条例第7条第1号に該当する。ただし、学校のとった対応の部分については、時系列的に要点程度であれば、それを公開しても支障は生じない。その部分については別紙3に記述。	
100	警察官氏名 (第4グループのみ)		条例第7条第1号に該当する	

上記条例第7条第1号に該当するものについては、ただし書きのいずれにも該当しないものとする。

別紙 3

平成12年7月13日の校長から兵庫県教育委員会への人事に関する事件について（報告）の非公開にされた部分のうち

- 1 ページ目の 3 状況及び対応（1）事情聴取等の
 - 1 行目から 5 行目の最初の読点まで（職名、教諭名及び 4 行目最初の読点のあとから 5 行目の 13 文字目までは除く。）
 - 13 行目から 15 行目まで
- 2 ページの 3 状況及び対応（1）事情聴取等の
 - 1 行目最初の読点まで（教諭名は除く。）
 - 2 行目 2 文字目から最初の読点まで
 - 9 行目から 13 行目の 2 番目の読点まで（教諭名は除く。）
 - 18 行目から 22 行目の最初の読点まで（教諭名は除く。）
- 3 状況及び対応（2）学校においてとった措置の
 - 1 行目から 7 行目の最初の読点まで（教諭名は除く。）
 - 14 行目から 18 行目まで（教諭名は除く。）
- 3 ページ目の 3 状況及び対応（2）学校においてとった措置の
 - 1 行目から 3 行目まで
- 4 今後の対応についての
 - 1 行目から 15 行目までの非公開部分すべて（教諭名は除く。）